# 法定外目的税の導入に向けた考え方

別添1

令和元年8月7日 北海道経済部観光局

## 1. 本道観光を取り巻く環境

### 【本道観光の現状】

- ◆H29(2017)年度の観光入込客総数(5,610万人)は、24年度(5,098万人)と比べ500万人増加
- ◆H29年度の来道外国人観光客数(279万人)は、24年度(79万人)の約3.5倍
- ◆外国人観光客数は、全体の4%に過ぎないが、観光消費額は全体(1兆4,298億円)の25%を占める。

### 【急激な人口減少などによる国内市場の停滞】

◆道外の観光地との誘致競争の激化

### 【世界的な旅行市場の拡大】

◆国連世界観光機関(UNWTO)は、2030年の国際観光客数を18億人と予想

国内外から本道への旅行需要の喚起

世界の旅行市場を 地域経済の活性化に取り込むチャンス

### 2. 新たな財源確保の必要性

現状

本道の観光関連予算は、R元年度で約22億円を確保し、国や地域別の市場動向等を的確に踏まえた誘致活動の充実や受入体制の整備をはじめ、日本版DMOの形成促進などの取組を積極的に推進

【観光関連予算額の推移】〔単位:百万円〕

区分201420152016201720182019予算総額6981,3521,7602,0502,1302,194機構事業5171,2571,3331,5661,5721,613

新たな課題

## 観光地間競争の激化や外国人観光客の急増など本道観光を巡る環境の変化による新たな課題

○観光サービスを担う人材の確保

○災害等も考慮したきめ細かな情報提供

○二次交通網の充実

- ○Wi-Fiなど通信環境の整備
- ○観光案内板やバリアフリー化(観光資源の音声案内等)など受入体制の整備

対応

全道的・中長期的な課題に対する取組をはじめ、広域自治体として対応することが望ましい取組、加速化が必要な課題に対する取組の3つの視点で、「観光人材の確保・育成」や「観光基盤の整備・充実」、「地域の取組への支援」などを拡充・強化・加速し、本道の観光地としての魅力をさらに向上するため、新たな財源の確保が必要である。

# 3. 新たな施策展開の方向性

【道の施策体系(観光のくにづくり行動計画(H30~R2)】

国際的に質や満足度の 高い観光地づくり

戦略的な誘客活動による 旅行市場の拡大 世界水準の受入体制の 整備・充実

【新たな施策展開】

宁

観光人材の確保・育成

観光基盤の整備・充実

地域の取組への支援

拡充・強化・加速化

#### 【検討の視点】

全道的・中長期的な課題 に対する取組

(例)

- ・外国人観光客に対して質の高いサ ービスを提供する人材の確保
  - など

広域自治体として 対応することが望ましい取組 (例)

・利便性向上のための観光案内所、 コールセンターの設置

など

加速化が必要な課題 に対する取組

(例)

・二次交通網の充実や観光案内板の バリアフリー化(観光資源の音声 案内等)など受入体制の整備

# 4. 取り組み(例)

○ 具体的な事業内容や地域への支援のあり方などについては、道と市町村の役割も踏まえ、 今後、地域や関係者の意見を伺うとともに、既存施策の精査等を行い決定する。

主となる 視 点	取り組み(例)	観光人材の確保・育成	観光基盤の整備・充実	地域の取組への支援
全道的・中長 期的な課題に 対する取組	外国人対応や接客技術研修 バス運転手や調理人など専門人材の養成 外国人対応アウトドアガイドの育成	0		
	合同会社説明会やインターンシップなど 観光関連企業とのマッチング	0		
広域自治体と して対応する ことが望まし い取組	空港など玄関口の観光案内所の充実 コールセンターの整備		0	
	緊急時・災害時の情報等の受取環境の整備		0	0
加速化が必要な課題に対する取組	交通拠点と観光地や観光地間を結ぶバスの 運行など二次交通網の充実への取組		0	0
	Wi-Fi整備や観光案内板のバリアフリー化 (観光資源の音声案内等)など受入体制の 充実への取組		0	0

# 5. 財源確保策について

### (1) 新たな財源確保の手段について

○ 地方自治体が執り得る財源確保の手段を検討した結果、比較的多額な観光需要に見合った財源の確保や安定性の観点などから、地方税(法定外目的税)の導入が適当と考える。

区分	財源の規模	安定性・継続性	受益と負担
地方税	比較的多額の需要に見合った財 源を確保する場合に適している	安定的・継続的な確保が可能	受益者と負担者との間に、 一定の対応関係が必要
寄付金	比較的少額の需要に対する財源 を確保する場合に適している	善意によるため、安定性が なく継続性も不透明	善意によるため、受益者の 公平な負担の履行が困難
分担金 及び 負担金	規模の大小にかかわらず、特定 の事件に要する経費の範囲内で 徴収することができる	安定的・継続的な確保が可	特定の受益者からの応分の
使用料 及び 手数料	役務等の提供に係る経費の範囲 内で徴収することができる	能	負担または実費の徴収

# (2) 受益者と負担者について

○ 新たな課題への対応として必要な施策については、<u>旅行者や観光事業者には、受益者と負担者との</u>間に一定の対応関係が認められ、負担者の理解を得られるものと考える。

※「○」: 受益が認められる 「△」: 一部受益が想定される 「×」: ほぼ受益が認められない

	旅		
新たな課題に対応すべき取組内容	観光目的の者 (観光+ビジネス含)	ビジネス・ 入院看護など 観光目的以外の者	観光 事業者
1)観光人材の確保・育成	0	×	0
2)観光基盤の整備・充実	0	△ 緊急時の情報	0
3)地域の取組への支援	0	△ Wi-Fi整備など	0

### (3)課税の対象となる行為について

- 旅行者に税負担を求める場合の行為としては、「道内への入域行為」や「宿泊行為」、「飲食行為」 などが、また観光事業者に税負担を求める場合は「法人等の行う事業」があげられる。
- 旅行者の行為のうち、<u>「道内への入域行為」と「宿泊行為」は、</u>専ら受益者である旅行者によるものであることから、課税対象の行為となり得る一方、「飲食行為」や「交通機関の利用」などは、日常生活者の行為との区別が困難なことから、妥当性に欠けると考える。
- また、観光事業者が行う事業についても、日常消費に係る収益との区別が困難なことから、妥当性 に欠けると考える。

課税主体	課税客体	受益と負担との間の対応関係	妥当性
	道内への入域行為	道内への入域行為や宿泊行為は、専ら旅行者によるものと想定される。	
	宿泊行為		
旅行者	飲食行為	旅行者と道内の日常生活者による行為の区別が困難	
	交通機関の利用		
	みやげ品など物品の購入		×
観光事業者	法人等の行う事業	観光消費と日常消費による収益の区別が困難	×

### (4)入域行為に対する課税の例

○ 入域行為に対する課税は、沖縄県の離島(伊是名村・伊平屋村・渡嘉敷村)で導入されている。

区分	概  要
税目名	環境協力税
税収の使途	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する経費
課税概要	旅客船、飛行機等により村へ入域する者に課税
税率	1回の入域につき100円 (障がい者、高校生以下(渡嘉敷村は中学生以下)は課税免除)

### (5) 宿泊行為に対する課税の例

① 宿泊課税による手法は、既に4つの自治体で導入されており、今後、倶知安町でも導入される。

項目	宿泊料金(素泊)	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町
	7千円未満	課税免除	課税免除	200円	200円	2%
	7千~10千円未満		100円			
税	10千~15千円未満	100円	100円			
率	15千~20千円未満		200円			
	20千~50千円未満	200円	0円 300円	500円	500円	
	50千円以上			1,000円		
	課税免除	10千円未満	7千円未満	修学旅行等		修学旅行等
	税 収	H29) 23.6億円	見込) 19.8億円	見込) 45.6億円	見込) 7.2億円	見込) 4~5億円
条例施行		H14.10~	H29.1~ <u>R元.6~</u>	H30.10~	H31.4~	R元.11~

② 東京都と大阪府は、ビジネスマンや修学旅行客などへの配慮から、金額による免除規定(免税 点)を設けており、京都市と倶知安町は、修学旅行などの行為を明示して免除規定を設けている。

自治体名	課税免除の対象	それぞれの自治体の考え方
東京都	10,000円未満の宿泊	<ul><li>・宿泊客の消費能力(担税力)を考慮</li><li>・ビジネスマンや修学旅行客の負担を考慮</li><li>・金額は、平均的な宿泊料金等を参考に設定</li></ul>
大阪府	7,000円未満の宿泊	・課税対象者の担税力を考慮 ・金額は、ビジネスホテルの平均宿泊料金や使途に必要な 財源を確保する観点から設定
京都市	修学旅行など学校行事に参加 する学生、引率者など	・将来の観光客増加への期待
金沢市	なし	
倶知安町	①修学旅行など学校行事に 参加する学生、引率者など ②職場体験する学生など	①公益性に配慮、将来の観光客増加への期待 ②優秀な観光人材の確保への期待

③ 福岡県は、福岡市内における宿泊税額の県と市の合計額を原則200円とし、市が併せて徴収することを福岡市と合意した。

福岡県の制度概要				
区分	本 則	福岡市内		
税の額	一律 200円	福岡県 50円 福岡市 150円 *20千円以上 450円		
徴収方法	県が徴収	市が徴収		
その他	-	○県が予定していた事業の一部を市が実施 ○福岡市は、入湯税1人1泊150円を50 円に減額		

<sup>\*</sup>福岡県と福岡市は、総務省に同意申請中

## (6) 入域課税と宿泊課税の比較について

○ 入域課税と宿泊課税を比較した場合、それぞれの課題への対応などを検討したところ、<u>宿泊課税が</u> 道民を含め広く理解が得られやすいものと考える。

	区 分	入域課税とする場合	宿泊課税とする場合
<u>.</u>	○航空機、新幹線、フェリーなどにより北海 道に入域する者		○ホテル・旅館、簡易宿所、民泊営業を営む 住宅に宿泊する者
入域者数 約1,542万人 道内客 657万人 対象者数 (43%) *来道輸送実績・観光入込客数調査より		道内客 657万人	宿泊者数 3,590万人 道内客 1,431万人 (40%) *観光庁調べ
主な課題等		<ul><li>○入域手段が限られていることから、本道の 地理的条件を活かした課税が可能</li><li>●入域する道民は、専ら帰宅行為であり、観 光振興施策の負担を求めることについて、 受益に合わない負担感が生じる</li><li>●滞在期間に応じて、受益にあった負担を考 慮することが困難</li></ul>	<ul><li>○滞在期間に応じて、概ね受益にあった負担を求めることが可能</li><li>●道と市町村で課税する場合、宿泊者に重税感が生じないようにすることが必要</li><li>●入院看護などの宿泊者は、宿泊期間が比較的長く、受益に対し大きな負担感が生じることが懸念される</li></ul>
上記を	税率	○国が徴収する国際観光旅客税と類似するものの、先進事例を踏まえ、数百円程度は過重な負担とはならないものと考える	○宿泊料金と受益に相関関係がないこと、滞在期間に応じて負担の差があること、先進事例などを総合的に勘案し、過重な負担とならないよう数百円程度の課税を検討する ○ただし、市町村が宿泊課税をする場合は、その区域内での減額を含め検討する
踏まえた	課税免除	○入域の手段や距離などで差異があるため、 料金に着目した免税制度(免税点)を設け ることは困難 ○修学旅行などの行為に着目した制度を検討	○先進事例を参考に、料金に着目した免税制度(免税点)を設けることが可能 ○修学旅行などの行為に着目した制度を検討
討	徴収方法	○交通事業者による特別徴収 (国際観光旅客税を参考)	<ul><li>○宿泊事業者による特別徴収 (先進事例を参考)</li><li>○市町村が宿泊課税をする場合は、事業者の 負担に配慮し、市町村への徴収委託につい て協議する(福岡県を参考)</li></ul>
評 価		○道民であることをもって課税の対象外とすることはできず(国通達·実例)、道民の理解を得ることは極めて難しいと考える	○免税制度により入院看護等の宿泊や道民を はじめとした旅行需要に配慮ができ、幅広 く理解が得られやすいと考える

# 6. 今後の進め方

○ 課税対象については、道議会や観光関係者などの意見を踏まえて検討を進めるととも に、制度の基本的事項について市町村と調整を進め、早期に結論を得るよう努める。